

■東川町役場	82-2111
■改善センター(公民館)	82-3200
■文化交流館	82-4245
■文化ギャラリー	82-4700
■B&G海洋センター	82-4600
■町立診療所	82-2101
■大雪消防組合東消防署	83-0119
■道草館	68-4777

7月の行事

- 2日 台湾留学生日本語研修講座開校式(前10時半、旭川環境福祉専門学校)
- 3日 戦没者慰霊祭音楽行進(前10時、市街地) 東川町戦没者ならびに開拓功労者慰霊追悼式(前11時、平和と開拓の碑)
- 4日 野菜生産者の集い(後4時、農協集出荷場) 町民体育祭(前9時、町民運動公園)
- 5日 韓国留学生日本語研修講座開校式(前9時半、旭川環境福祉専門学校)
- 7日 中国人強制連行事件殉難烈士慰霊祭(前10時、東14号共同墓地)
- 11日 第22回参議院議員通常選挙(前7時から後8時、町内5投票所) 期日前投票は10日まで(前8時半～後8時、役場庁舎第1会議室)
- 27日 写真甲子園2010本戦大会(30日まで、表彰など主会場は農村環境改善センター)
- 31日 第26回東川町国際写真フェスティバル(フォトフェスタ2010)、どんとこい祭り(8月1日まで)

人のうごき 5月16日～6月15日

(敬称略、掲載はご承諾をいただいております)

お誕生			
生まれた子	父	母	行政区
えんどう 遠藤 初稀	功規	和美	17区
きしだ 岸田 心菜	力也	幸乃	西町3丁目
おきた 折田 日菜実	英樹	由紀江	34区
おくやみ			
亡き人	歳	届出人	行政区
松井 繁野	95歳	松井 奈美子	北町2丁目
植田 折一	87歳	植田 アイ子	西町3丁目
田村 昭一	73歳	田村 すず子	新栄
ご結婚			
新郎	新婦		行政区
齋藤 陽平	下村 由貴		東町1丁目
川口 千春	滝本 江李		17区西町
人口・世帯数 5月末日現在			
人口	7,802人	(前月比-	2人)
男	3,708人	(前月比-	9人)
女	4,094人	(前月比+	7人)
世帯数	3,258戸	(前月比+	5戸)
出生	2人		
死亡	7人		
転入	28人		
転出	29人		

税務課から

お問い合わせは税務収納室▽課税に関する(内線123、124)▽納付に関する(内線121)

納税通知書を送りました

7月1日、町民の皆さまに22年度町税納税通知書を送りました。

〈住民税〉

毎年1月1日現在で居住する市町村に、前年の所得を基に算出された税額を納める税金

〈固定資産税〉

毎年1月1日現在で土地、家屋償却資産を所有している人が固定資産の価格をもとに算定された税額を所在市町村に納める税金

〈軽自動車税〉

毎年4月1日現在、軽自動車(原動機付自動車、軽自動車、小

型特殊、二輪、農耕作業車等)を所有している人に対してかかる税金

身体障害者等減免措置

身体障害者等のために使用される軽自動車は減免措置となります(生計を同一にする方が所有する車両も適用対象)。減免を受けるには納期(本年度は8月2日)の7日前までに申請が必要です。

年4回に分けて納めていただきます。納税通知書の内容を確認し、納期限内の納付をお願いします。

納入期

- 第1期 8月2日(月)
- 町・道民税、固定資産税、軽自動車税
- 第2期 9月30日(木)

国民年金は、保険料の免除、納付猶予制度を活用しましょう

国民年金制度では、毎月ごとの保険料納付が困難な場合、申請によって保険料の納付を免除、または猶予する「保険料免除」「若年者納付猶予」の制度があります。

国民年金は、保険料を未納のまま本人が死亡または重大な障害となった場合、遺族基礎年金、または障害基礎年金を受けられることができます。保険料の納入が困難な場合は、万一に備えて忘れずに保険料の免除または納付猶予の申請をしましょう。

免除または納付猶予をした場合、その期間は国民年金の受給に必要な受給資格期間(25年間(300月)以上)として計算され、遺族基礎年金、障害基礎年金のほか、原則65歳以上から受け取り可能な老齢基礎年金の受給に必要な資格期間として計算されます。

将来の受け取り年金額を全額納付の額に近づけた場合は、保険料をさかのぼって納めることができます。10年以内であれば免除該当期間の保険料を納めることができます。

免除の承認期間は、その年の7月から翌年6月までです。

▼全額免除

免除期間は年金額を算出する際の資格期間に計算されますが、全

- 町・道民税、固定資産税 第3期 11月30日(火)
- 町・道民税、固定資産税 第4期 1月31日(月)
- 町・道民税、固定資産税

22年度から適用された個人住民税の主な変更点

▼新住宅ローン控除の創設
所得税で住宅ローン控除の適用を受けていて、かつ所得税で住宅ローン控除可能額が控除しきれなかった方のうち

- ①平成11年から同18年までの入居者
- ②平成21年から同25年までの入居者

平成19年、同20年の入居者は、住民税の住宅ローン控除の適用がない代わりに、所得税の住宅ローン控除期間を10年または15年のいずれかを選択できる特例措置が適用されます。

▼一部免除(一部納付)

「4分の1納付」「2分の1納付」「4分の3納付」と3段階あります。

段階ごとに判定基準が決まっております。前年所得を基に審査が行われます。

段階決定後は、段階別の保険料を納付します。納付しなかった場合「未納期間」となり、資格期間や年金額に反映されなくなります。「申請者、申請者の配偶者、世帯主」の前年所得によって全額免除または一部免除が判定されます。

▼若年者納付猶予

一定以上の所得のある世帯主と同居している30歳未満の申請者本人及び配偶者のみの前年所得を基に審査が行われます。

▼失業による特例免除

申請する年度または前年度に失業(退職)していた場合対象になります。申請時には、雇用保険受給者証または雇用保険被保険者離職票が必要(申請者以外の「申請者の配偶者、世帯主」の前年所得により該当段階が判定されます)。他の市町村から転入された方は、前年の所得状況(源泉徴収票、確定申告書の写し等)を証明するも

のをご持参ください。申請は印鑑をご持参の上、役場1番窓口(出納室隣り)へ。お問い合わせは旭川年金事務所 ☎27-11611

地域活性化課から

第三自治振興会がイベント TENTを購入しました

第三自治振興会(河村忍会長)はこのほど、(財)自治総合センター(東京)の「コミュニティ助成事業」でイベントテント(20張り)を購入しました。この事業は、宝くじの普及を目的とした広報活動の一環として行われています。全国自治宝くじの受託事業収入を財源とし、住民のコミュニティ活動を促進して地域が発展することを支援しています。テントは6月6日、第三地区の運動会できつそく使用され活躍しました。今後同振興会の各種行事に活用して、同地区のコミュニティ活動に生かされることとなります。

2010 国勢調査

10月1日実施 国勢調査e-ガイド 検索

http://www.stst.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/index.htm 総務省・北海道・東川町

